

野田市公式Instagram第2回フォトコンテスト実施要領

令和3年7月30日決裁

(趣旨)

第1条

この要領は、本市の魅力を広く画像で発信し、シティセールスを推進するために行う、
第2回野田市公式Instagramフォトコンテスト
(以下「フォトコンテスト」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施手法)

第2条

フォトコンテストは、スマートフォン向け写真共有アプリケーションの **Instagram** を用いて実施するものとする。

(募集作品)

第3条

フォトコンテストのテーマは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 野田市の食材・調味料を使った「簡単夏レシピ」を撮影した写真 (※撮影時期は問わない)
い) ※野田市産の醤油、味噌、野菜等が一つでもレシピに含まれていれば応募可能

(投稿期間)

第4条

フォトコンテストの実施期間は、令和3年8月16日(月)から令和3年9月17日(金)午前8時30分までとする。

(応募方法)

第5条

フォトコンテストの応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、画像を **Instagram** に投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得した **Instagram** のアカウントを公開していること。
- (2) **Instagram** 野田市公式アカウント (**nodashi_official**) をフォローしていること。
- (3) 投稿する画像が **Instagram** 野田市公式アカウント運用方針の注意事項の内容に該当しないこと。
- (4) ハッシュタグ「#野田市の魅力 2021 簡単夏レシピ編」を付けて投稿。

- (5) キャプションに「レシピタイトル・レシピ内容・野田市産の何を使ったのか」を記入のうえで投稿。なお、同ハッシュタグの他にその他複数のハッシュタグを入力することは差し支えない。

(投稿の制限等)

第6条

- (1) 応募者の投稿回数に制限は設けないこととする。1回の投稿につき画像の添付は複数枚でも可とする。複数枚投稿した際は、1番目の写真での評価とする。
- (2) 応募者の投稿は応募者自身が撮影した写真に限るものとする。
- (3) 投稿する画像は、令和3年以前に撮影されたものも投稿することができる。
- (4) 人物を撮影した画像は、被写体となった者の了解を得たもののみ投稿することができる。
- (5) 画像は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更、合成などの加工を施して投稿することができるが、組写真は投稿することができない。
- (6) 令和3年8月16日（月）以前の「#野田市の魅力 2021 簡単夏レシピ編」の投稿は対象としないものとする。
- (7) 投稿されるレシピ内容については、野田市で生産された食材、調味料の商品名や企業名等の記載は、野田市の魅力発信につながるため可能とする。また商品や企業に対する批判等の記載は不可とする。

(費用の負担)

第7条

画像を投稿する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

(選定方法)

第8条

- (1) 第5条及び第6条の要件を満たす投稿のうち、応募作品の「いいね」数の上位10作品を選定し「魅力推進賞作品」とする。ただし、同じ応募者が「#野田市の魅力 2021 簡単夏レシピ編」を個別に複数回投稿しても、選定10作品の中に重複受賞しないものとする。
- (2) 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。
- (3) 選定された10作品は受賞者作品として野田市公式Instagram・野田市HPへ掲載するものとする。
- (4) 第5条及び第6条の要件を満たしていない投稿は、選定の対象外とする。

第9条

市は、Instagram のメッセージ機能を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。

(受賞者の公表)

第 10 条

市は、受賞者が決定した後、投稿された画像を市ホームページにおいて公表するものとする。

また受賞者の公表にあたり、アカウント名や作品名を明記することができるものとし、応募者はその旨同意したものとする。

(著作権等)

第 11 条

(1) 投稿された画像の著作権は応募者に帰属するが、野田市は投稿された画像を必要に応じてトリミングの補正を行った後、市ホームページ、野田市公式 Instagram アカウント、市公式 Facebook ページ、広報紙、市が発行する印刷物、市が関与するイベントでの展示等で利用することができるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。

(2) 投稿された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、市は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第 12 条

市は、フォトコンテストが第 1 条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(庶務)

第 13 条

フォトコンテストの実施に係る事務は、魅力推進課において行う。

(その他)

第 14 条

(1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日等)

(1)この要領は、令和3年8月16日（月）から施行する。